

国立大学法人高知大学資金運用規則

平成 31 年 3 月 19 日
規則 第 90 号

最終改正 令和 6 年 3 月 25 日規則第 78 号

第 1 章 基本方針

(運用の目的等)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本法人」という。）の資金を安全かつ効率的に運用することにより、本法人の中長期的な財政基盤の強化を図ると共に将来の教育研究の発展に資することを目的として、国立大学法人高知大学資金管理規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、本法人における資金の運用に関し必要な事項を定める。

(運用の目標)

第 2 条 将来にわたって本法人の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。

(運用の範囲)

第 3 条 運用の範囲は本法人が管理する全ての資金から生じる余裕金とする。

(運用の対象)

第 4 条 運用対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣が指定する有価証券
- (2) 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金
- (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

2 余裕金のうち、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 33 条の 5 第 2 項の文部科学省令で定める要件に該当する業務上の余裕金（以下「特定余裕金」という。）を、法第 33 条の 5 第 1 項の認定を受けて運用するときは、前項に掲げるもののほか、次に掲げるものを運用対象とすることができる。

- (1) 貯金又は決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）の外貨建て預金
- (2) 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）に規定する特定社債券（ただし、当該有価証券の長期債格付け又は当該有価証券の発行体格付けが、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 66 条の 27 の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受

けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）のうち少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付けを取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付けがないものに限る。）

(3) 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券のうち、無担保の社債券であり、かつ、株式や為替等のデリバティブ付債券（仕組債）でないもの（当該有価証券の長期債格付け又は当該有価証券の発行体格付けが信用格付業者のうち、少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付けを取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付けがないものに限る。）

(4) 金融商品取引法第2条第1項第15号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（コマーシャルペーパー）（当該有価証券の短期債格付け又は当該有価証券の発行体格付けが、いずれの信用格付業者においても「a-3」相当以下の格付けがないものに限る。）

（運用の方法）

第5条 運用に当たっては、満期保有を原則とする。ただし、理事（財務・労務管理担当）（以下「担当理事」という。）は、第6条に規定するもののほか、資金の流動性を確保するためにやむを得ない場合又は安全性を十分確保したうえで、収益性の高い金融商品に買い換える場合にあつては、途中解約又は売却を行うことができる。

（取得債券等格下げ時の対応）

第6条 国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等において、取得後にいずれの信用格付業者による格付けも「A」相当未満となった場合又はいずれかの信用格付業者による格付けが「BB」相当以下になった場合にあつては、担当理事は、速やかに第9条に規定する審議機関としての役員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる。

第2章 運用資産構成

（運用資産の構成割合）

第7条 特定余裕金のうち、第4条第2項の方法による運用を行う割合は、5割以下とする。

第3章 運用管理体制等

（運用の評価）

第8条 運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価と組織や情報、運用内

容の質等の定性評価を組み合わせ、総合的に行うものとする。

(資金運用に関する審議機関)

第9条 適切な資金運用管理に資するため、資金運用に係る審議等は、役員会において行うものとする。

(資金運用計画)

第9条の2 担当理事は、年度における資金運用計画を作成し、学長の承認を受けなければならない。

2 担当理事は、資金運用計画を見直す必要が生じた際には、変更後の資金運用計画を作成し、学長の承認を受けなければならない。

3 学長は、前2項の承認をするときは、役員会の議を経なければならない。

(資金の運用)

第10条 担当理事及び運用を担当する職員は、国立大学法人高知大学資金管理規則第2条第3項の規定に基づき作成された資金管理方針及び前条に規定する資金運用計画に基づき、資金の運用を行う。

(運用状況の報告)

第11条 担当理事は、資金の運用に関する次に掲げる事項について、少なくとも半期に一度は学長に報告を行う。

(1) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表

(2) 運用資産構成比率

(3) 各金融商品別の運用の実績

(4) リスク状況（取引銀行、社債券、約束手形等の格付け等）

2 学長は、前項の報告を受けたときは、経営協議会及び役員会に報告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

(情報の公表)

第12条 学長は、前条第2項の報告を行った場合は、速やかにホームページで公表するものとする。

2 前項の公表の内容は、前条第2項の報告の状況及び前条第1項第3号の運用の実績とする。

(倫理規定)

第13条 担当理事及び運用を担当する職員の遵守すべき職務に係る倫理については、国立

大学法人高知大学職員倫理規則の定めるところによる。

(見直し)

第14条 本規則の見直しに際しては、法令等の改正に基づく法令名等名称の変更又は適用条項の変更による改正その他の国立大学法人高知大学における規則等の取扱基準に関する規則第5条第3項に規定する場合を除き、役員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第15条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年3月19日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第100号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日規則第101号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月18日規則第34号)

この規則は、令和5年10月18日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日規則第86号)

この規則は、令和6年3月26日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日規則第78号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。